広島商船高等専門学校	開講年度	令和03年度 (2021年度)	授業科目	航海法規

科目基礎情報

科目番号	1942108	科目区分	専門 / 必修
授業形態	講義	単位の種別と単位数	履修単位: 1
開設学科	商船学科（航海コース）	対象学年	4
開設期	前期	週時間数	2
教科書/教材	新訂17版　基本航海法規（海文堂）、海事六法（海文堂）、配布資料		
担当教員	小林 豪		

到達目標

(1) 海上交通安全法,港則法の目的が説明できる。
(2) 法律の用語・定義が説明できる。
(3) 海交法、港則法における一般的航法が説明できる。
(4) 航路ごとの航法が説明できる。
(5) 他の法令との関係性が説明できる。

ルーブリック

	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安	
	海上交通安全法及び港則法制定の必要性や制定に至る経緯の説明及び、法律の目的が説明できる。	海上交通安全法及び港則法制定の必要性、経緯、目的を説明できる。	海上交通安全法及び港則法制定の必要性、経緯、目的を説明できない。	
	海上交通安全法及び港則法で使用される語句の定義が正しく説明できる。	使用される語句の定義を説明できる。	使用される語句の定義を説明できない。	
	海上交通安全法及び港則法に定められている一般的航法が説明できる。	航路における一般的航法が説明できる。	航路における一般的航法が説明できない。	
	海上交通安全法に定められている及び港則法の特別な航法が説明できる。	各航路及び港の航法が説明できる。	各航路及び港の航法が説明できない。	
	他の法令との関係性を理解し、適用される航法が説明できる。	他の法令との関係性を説明できる。	他の法令との関係性を説明できない。	

学科の到達目標項目との関係

教育方法等

概要	船舶交通の輻輳する日本沿岸海域や港域においては海上衝突予防法だけでは衝突を避けるための手段が十分でない。特に東京湾・伊勢湾・瀬戸内海では特別の交通方法を定め、衝突の危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする「海上交通安全法」、並びに港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的とする「港則法」が定められている。この授業では海上衝突予防法に対し特別立法の立場をとる海上交通安全法及び港則法についての知識を身につける。
授業の進め方・方法	基本的には講義方式で実施するが、内容によっては演習方式で行う。
注意点	海交法制定の必要性、経緯と他の法令との関連

授業の属性・履修上の区分

□ アクティブラーニング	□ ICT 利用	□ 遠隔授業対応	□ 実務経験のある教員による授業

授業計画

		週	授業内容	週ごとの到達目標
前期	1stQ	1週	海交法制定の必要性、経緯、他の法令との関連性を理解する。	予防法の概要を復習。 海交法制定の必要性、経緯、他の法令との関連性を理解する。
		2週	法の目的・適用船舶・定義を理解する。	法の目的・適用船舶・定義を理解する。
		3週	航路における一般的航法（避航、航路航行義務、速力の制限等）を理解する。	航路における一般的航法について理解する。
		4週	浦賀水道航路や伊良湖水道航路等、１１航路の航法について理解する。	浦賀水道航路や伊良湖水道航路等、１１航路の航法について理解する。
		5週	浦賀水道航路や伊良湖水道航路等、１１航路の航法について理解する。	浦賀水道航路や伊良湖水道航路等、１１航路の航法について理解する。
		6週	浦賀水道航路や伊良湖水道航路等、１１航路の航法について理解する。	浦賀水道航路や伊良湖水道航路等、１１航路の航法について理解する。
		7週	巨大船の航行、灯火、危険の防止、罰則等について理解する。	巨大船の航行、灯火、危険の防止、罰則等について理解する理解する。
		8週	港則法制定の必要性、経緯、他の法令との関連性を理解する。	港則法制定の必要性、経緯、他の法令との関連性を理解する。
	2ndQ	9週	法の目的・適用船舶・定義を理解する。	港則法制定の必要性、経緯、他の法令との関連性を理解する。
		10週	出入港の届出、びょう地、移動の制限等を理解する。	出入港の届出、びょう地、移動の制限等を理解する。
		11週	港則法における航路（第12～13条）、（第14～19条）につい理解する。	港則法における航路（第12～13条）、（第14～19条）につい理解する。
		12週	港則法における航路（第12～13条）、（第14～19条）につい理解する。	港則法における航路（第12～13条）、（第14～19条）につい理解する。
		13週	港則法における航路（第12～13条）、（第14～19条）につい理解する。	港則法における航路（第12～13条）、（第14～19条）につい理解する。
		14週	危険物、水路の保全、灯火等の条文について理解する。	港則法における航路（第12～13条）、（第14～19条）につい理解する。

		15週	危険物、水路の保全、灯火、雑則等	危険物、水路の保全、灯火等の条文について理解する。
		16週	前期末試験	

評価割合

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	0	0	10	0	20	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0	0
専門的能力	70	0	0	10	0	20	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0